

東日本大震災に対処するための聖籠町職員の勤務時間、  
休暇等に関する規則の特例をここに公布する。

平成二十三年四月二十五日

聖籠町長

渡邊 廣吉

聖籠町規則第十八号

東日本大震災に対処するための聖籠町職員の勤務時  
間、休暇等に関する規則の特例

東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合にお  
ける聖籠町職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年  
規則第一号）第十一条第一項第十号及び第十四条の規定の  
適用については、同号中「五日」とあるのは「五日（東日  
本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）  
が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内  
において、アに掲げる活動を行う場合にあつては、七日）」  
と、同号ア中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災  
害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」  
とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入  
れている地域」と、同条中「第十一条第一項各号」とある  
のは「第十一条第一項各号（東日本大震災に対処するため  
の聖籠町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例（平  
成二十三年規則第 号）の規定により読み替えて適用す  
る場合を含む。）」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（この規則の失効）
- 2 この規則は、平成二十三年十二月三十一日限り、その  
効力を失う。